

令和2年第9回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月18日(金) 午前8時45分から午前9時00分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番	水谷 茂樹 (会長)	7番	善岡 浩樹 (会長代理)		
1番	松田 力	2番	中村 広治	3番	北清 裕邦
4番	植松 春雄	5番	澤田 正人	6番	藤崎 正雄
8番	川瀬 崇	9番	川島 史伸	10番	高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	北清裕邦	植松春雄
第 2	会議書記の指名	南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事	
第 3	農政報告		
第 4	会務報告		
第 5	議事参与の制限 有り	[REDACTED]	
第 6	報告第 9号	農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 7	報告第 10号	農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 8	議案第 28号	農業経営基盤強化促進法第 18条の規定による農用地利用集積計画について	
第 9	議案第 29号	農業経営基盤強化促進法第 16条の規定による要請について	

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

細川直洋産業課長—欠席

代理出席 長谷牧子産業課長補佐

事務局長（南）	<p>只今から、令和2年第9回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>これより令和2年 第9回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>日程第1 署名委員の選出について</p> <p>それでは、署名委員として、北清委員・植松委員指名させていただきます宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、南事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p>
議長	<p>日程第3 農政報告 長谷牧子産業課補佐何かございますか。</p>
長谷課長補佐	<p>ありません</p>
議長	<p>それでは、日程第4第 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p> <p>【4ページを朗読】</p>
議長	<p>北清委員より先ほど説明がありましたが、藤崎委員より出荷状況報告がありましたらお願いします。</p>
藤崎委員	<p>出荷状況の説明をさせていただきます。</p> <p>もちについては、刈り始まりは、9月6日でした。現在すべての方が刈っております。早い方は、「はくちょうもち」から「風の子もち」に入っています</p> <p>出荷については、9月10日、仮り置きから始まりまして14日に初出荷式が行われました。</p>
議長	<p>品質の面では、「はくちょうもち」では、整粒60%台70%後半とすることで多少個人差が見られます。</p>

品質総体 全体的に高品質なものが出荷されております。

うちの関係につきましては、刈り始まりが個人の方では、9月12日から始まりました。

その後、岩村、板谷、和方面でも徐々に増えてきております。

ライスセンター関係では、12日に古作ライスセンターで酒米が始まりまして、15日に碧水、美葉牛・16日に岩村、板谷・昨日竜西、豊竜両農場さんが始まった様です。

出荷については、15日個人で板谷の方が「ななつぼし」を初出荷され、この時整粒が81%でございました。

昨日(17日)からライスセンターの出荷も始まりまして「ゆめぴりか」を主体に徐々に数量が増えて来ております。

品質面では、先ほど北清さんから申し上げていましたけれども、「ゆめぴりか」では、本町では整粒平均で77%~78%ぐらいで低い物があまりない、高いものでは、80%以上83%ぐらいまであります。「ななつぼし」では、若干下回りまして、整粒平均75%ぐらいで、これも徐々に上がってくると思われま。

タンパクについては、総じて低い傾向にあります。

また、例年ちょっと苦労して来ましたシラタ関係ですが、本年度は少ない傾向です。目安としております6%越え、これにつきまして「ゆめぴりか」で若干ではあります、5%ぐらい、「ななつぼし」では今年少ない状態で5~10%ぐらいのことであります。

前半ちょっと胴割れが心配されておりましたが3%ぐらいのものがちょっと散見されます。

以上です。

会 長

実習生の■■■■さんが8月一杯で実習を終了し、実家の方に帰っております。

もう一人■■■■さんですが、10月一杯まで実習を続ける予定であります。今は、北清さんのところで実習している状況であります。また、顔を見かけたら声を掛けてあげてください。

議 長

日程第5 議事参与の制限が議案第28号で私にかかります。その時、議長を交代いたします。

日程第6 報告第9号 農業者年金(旧制度・老齢年金)裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第9号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和2年9月18日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

番号 68番

生年月日 昭和30年8月23日

進達日 令和2年8月25日

年金加入期間は、昭和55年3月から平成14年1月まで満65歳到達による裁定請求です。

番号 69番

生年月日 昭和30年9月2日

進達日 令和2年9月10日

年金加入期間は、昭和58年7月から平成14年1月まで満65歳到達による裁定請求です。

以上で説明を終わります。

議長

質問等ございますか。

委員

【意見無し】

議長

日程第7 報告第10号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について説明をお願いします。

事務局長

7ページをお開き下さい。

報告第10号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基本法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求を進達したので報告する。

令和2年9月18日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

番号 129 番

生年月日 進達日 先ほどと同じです。

年金加入期間は、平成 14 年 2 月から平成 27 年 8 月まで満 65 歳到達による裁定請求です。

番号 130 番

生年月日 昭和 30 年 9 月 2 日

進達日 令和 2 年 9 月 10 日

年金加入期間は、平成 14 年 4 月から平成 18 年 1 月まで満 65 歳到達による裁定請求です。

以上で説明を終わります

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【無 し】

議 長

次に、日程第 8 議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてですが、議事参与の制限が、私に掛かりますので議長を交代します。

議長（代理）

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について説明願います。

事務局長

9 ページをお開き下さい。

議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 2 年 9 月 18 日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-貸-21

利用権は、賃貸借です。

借主

貸主 札幌市 北海道農業公社

契約期間は、令和2年9月23日から令和12年7月20日まで
経営状況は記載の通りです。

支払いは、毎年12月10日まで指定口座に支払う

賃貸料は、1,093,922円です。

旧所有者の[]が売買した土地の売買価格39,779,000円の2.75% (2%の賃貸料と0.75%の手数料) となっています。

土地の所在については、美葉牛[]で地目は、田22筆180,314㎡と畑2筆3,147㎡で総面積183,461㎡となります。

資料1ページに位置図として航空写真を添付してあります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号2-賃-21 について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号2-賃-21 について承認いたします。

水谷会長の参与の制限を解き、議長を交代します。

議長(会長)

日程第9 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について説明願います。

事務局長

12ページをお開き下さい。

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について

所有権移転に係るあっせん申出を別紙のとおり受理したが、利用権設定等が早期には困難であるため、北海道農業公社による買入協議を北竜町に要請することについて議決を求める。

令和2年9月18日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

番号 2-買-6

前回の農地等適正対策委員会で協議した土地です。

受理番号 2-買-6

申出者 [REDACTED] さん。

令和2年9月4日利用調整会議において、申出者が所有する農地は、優良農地と判断されるが、当面地域の担い手に集積するのに時間を要するため合理化法人に買入協議が必要と判断される。

土地の所在は、[REDACTED]

田で20筆 76,401 m² 畑2筆 2,180.89 m²

合計面積 78,581.89 m²です。

資料2ページに位置図として航空写真を添付してあります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

番号 2-買-6 について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 2-買-6 について承認し、買入協議を要請いたします。

議長

以上で第9回農業委員会総会終了致します。

議 長

3 番委員

4 番委員
